

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		特定教育・保育施設等に対する指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		子ども・子育て支援法
条 項		第 14 条
所 管 課		子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 (電話：048-829-1883)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	「子ども・子育て支援法」及び「さいたま市特定教育・保育施設等指導実施要綱」に基づき、特定教育・保育施設等における教育・保育の質の確保、並びに施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的として行なう。
	備 考	